

宮野目コミュニティ会議規約

(目的)

第 1 条 この会は、住民の有機的な参画、協働により活力と魅力あるまちづくり活動を推し進め、宮野目地区の将来像「優しい・きれいな宮野目」そして「笑顔の宮野目」を形成することを目的とする。

(名称及び事務所)

第 2 条 この会の名称は宮野目コミュニティ会議と称し、事務所を宮野目振興センター内に置くものとする。

(構成員)

第 3 条 この会は、宮野目地区に居住する者並びに各種機関及び各種団体に属し、第1条の目的に賛同する者をもって構成する。

(事業)

第 4 条 この会は、第1条の目的達成のための次の事業を行うものとする。

- (1) 安心して安全に暮らせるまちづくり事業
- (2) 暮らしを支える増健・福祉のまちづくり事業
- (3) 担い手を見守り育むまちづくり事業
- (4) 魅力と活力が高まるまちづくり事業
- (5) 宮野目振興センター等の施設管理運営事業
- (6) 地域振興活動諸団体等への支援事業
- (7) その他必要な事業

(役員・常任委員)

第 5 条 この会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名 又は 3 名
- (3) 事業部長 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 この会に常任委員を置き、常任委員には別表1の(1)に掲げる行政区の代表並びに別表1の(2)に掲げる各種機関の代表及び各種団体の代表がその任に当たるものとする。

(顧問)

第 6 条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営について指導及び助言する。

(役員を選出)

第 7 条 第5条第1項で定める役員は、総会で選出するものとする。

(役員及び常任委員の任務)

第 8 条 この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する。ただし、会長の指示ある場合は事業部長を兼務するものとする。
- (3) 事業部長は、所轄する事業部事業の企画立案並びに実践に関し総括する。
- (4) 監事はこの会の会務並びに会計を監査し、その結果を総会に報告する。

2 この会の常任委員の任務は次のとおりとする。

- (1) この会のまちづくり事業部に所属し、事業の企画立案並びに予算策定及び実践に関すること。
- (2) その他会長が必要と判断すること。

(役員、常任委員及び顧問の任期)

第 9 条 この会の役員、常任委員及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その任務を務めるものとする。

2 役員、常任委員及び顧問の欠員により補充した者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 10 条 この会の会議は総会及び役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じ会長が招集する。

(総 会)

第 11 条 この会の総会は、第3条で定める者の内、常任委員及び別表2に掲げる各集落から選出された代議員でもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員の選出に関する事項
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他必要な事項

2 総会の議長は出席者の中から選出し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第 12 条 この会の役員会は第5条で定める役員及び常任委員でもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業全般に関する事項
- (3) その他必要とする事項

2 役員会で必要と認める場合は、構成員に意見を求めることができるものとする。

3 この会の役員会は必要に応じ専門委員会を設置し、運営上の課題解決に向けた検討させることができるものとする。

4 専門委員会は、検討結果を役員会へ報告するものとする。

(事務局)

第13条 この会は、事務を処理するための事務局を宮野目振興センターに置くものとする。

2 事務局員は、役員会が承認し、会長から委嘱を受けたものがその任にあたり、一般事務並びに会計の処理を行うものとする。

3 事務局員には相応した手当を支給することができるものとする。

(会計)

第14条 この会の経費は、花巻市からの交付金、委託料、指定管理料、構成員からの拠出金、企業及び事業所からの賛助金及びその他の収入をもってこれにあてるものとする。

2 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

3 新たな会計年度が始まっても当該年度の予算が議決されない場合、議決されるまでの間、会長は次の事項について第11条の規程にかかわらず役員会に諮り、事務処理並びに必要な経費の支出ができるものとする。

- (1) 議決されるまでの間の事務処理に必要な交付金の申請
- (2) 議決されるまでの間の事務処理並びに必要な経費の支出
- (3) その他必要と判断される事項

(情報公開)

第15条 この会の構成員は、必要により会議議事録並びに事業計画書などを閲覧できるものとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成19年 4月 3日から施行する。

2 平成19年度の役員及び顧問の任期は、第9条の規定に関わらず平成20年 3月31日までとする。

3 この規約は、平成23年 4月 1日から施行する。

4 この規約は、平成24年 4月 1日から施行する。

5 この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成25年4月21日)

(施行期日)

1 この改正規約は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度の役員の任期は、第9条の規程にかかわらず平成26年3月31日までとする。